



⚠ 警戒レベルに応じた避難行動・避難情報 

避難情報の発信にあたっては、市内全域の携帯電話へメールを送信する「緊急速報メール」を主体として、テレビ・ラジオ・インターネット・公式 LINE などを活用するほか、消防サイレンや広報車など、さまざまな手段を組み合わせ、より早く情報を提供できるよう努めています。

風水害の発生が予想される場合、状況に応じて下記の警戒レベルを発令しますので、地域の方々にも声を掛けながら、警戒レベルに応じた行動を取りましょう。


警戒レベル	住民の避難行動	避難情報等（発令・発表）
警戒レベル5	すでに安全な避難ができず、命が危険な状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	緊急安全確保 (市が発令)
警戒レベル4	危険な場所から全員避難しましょう。	避難指示 (市が発令)
警戒レベル3	高齢者等は、危険な場所から避難しましょう。その他の方も外出を控えたり、避難の準備をしたり、自主的に避難しましょう。	高齢者等避難 (市が発令)
警戒レベル2	災害に備えて自らの避難行動を確認しましょう。	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)

⚠ 自主防災訓練 

災害が発生した場合には、避難の呼び掛けや一人では避難が難しい方の支援など、地域住民同士の助け合いが大切です。市内では、普段から協力し助け合うことを目的として自主防災組織が結成され、防災訓練などを行っています。市では、みなさんの防災活動を支援しますので、新たに自主防災組織を結成したい場合や防災講座の開催を希望する場合には相談してください。



文光町地区自主防災訓練(9月1日)

⚠ 指定福祉避難所 

福祉避難所とは、指定避難所での生活が困難な要援護者（高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児など）に配慮したトイレや手すり、スロープなどのバリアフリー化が図られた避難所のことで、本市では右記の10カ所（令和6年9月現在）を指定しています。

福祉避難所は、避難所に要援護者がいる場合などに災害対策本部の判断で開設しています。

名称	収容人数
ケアハウスアニスティ深川	5
特別養護老人ホーム永福園	4
ケアハウスえんれい草	5
グループホーム忘れな草	8
軽費老人ホームひいらぎ荘	2
介護老人保健施設エーデルワイス	5
障がい者支援施設あかとき学園	4
特別養護老人ホーム清祥園	3
介護付有料老人ホームこんにちわ金さん銀さん	5
しらゆりの里	10

【深川市防災ガイドブック】

防災ガイドブックでは「避難の心得」や「非常時の持出品・備蓄品チェックリスト」「避難所・避難場所一覧」「市ハザードマップ」などを紹介しています。普段から災害への意識を強く持ち、積極的に対策を進めましょう。

▼市防災ガイドブックはこちら



～災害に強いまちを目指して～

深川市地域防災計画・深川市業務継続計画

を改定しました

写真：防災総合訓練(平成27年8月1日)

1. 市地域防災計画を改定

地域防災計画とは、災害対策基本法に基づき市町村に策定が義務付けられているもので、市民のみなさんの生命と財産を災害から守ることを第一に、災害に対する備えと災害発生における対応などについて定めています。

本市の計画は、昭和40年に策定し適宜見直ししてきましたが、今回は市役所庁舎の移転や感染症対策など、近年の情勢を踏まえた内容に見直すため、防災関係機関で組織する深川市防災会議が、令和5年度より改定作業を進めてきたものです。

【問合先】 総務課自治防災係  
(☎番窓口/26・2215)

私たちの生活を一瞬で変えてしまう災害は、いつ・どこで起きるか分かりません。しかし、一人一人の日頃の備えと地域ぐるみでの防災対策などで、その被害を軽減することは可能です。

市では、このような災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図ることを基本理念とした「市地域防災計画」とその実効性を高める「市業務継続計画」を9月に改定しましたので、その概要などについて紹介します。

主な改定内容は左記のとおりですが、世界的な気候変動に伴い自然災害は増加傾向にあり、本市においても昨年から2年連続で雨竜川が氾濫するなど、災害のリスクが高まっています。こうした背景を踏まえ、④・⑤・⑥に関連する「警戒レベルに応じた避難行動」「自主防災訓練」「福祉避難所」について次ページで紹介していますので、日頃から防災への意識を高めましょう。

- 市役所庁舎の移転や組織機構の見直しに伴い、災害対策本部の組織図や分担表など、所要の整備を行いました。
- 感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進について明記しました。
- 避難所における暖房などの需要に対応した非常電源の整備や冬期間でも安心して使用できるトイレの調達方法などについて明記しました。
- 警戒レベルに応じた住民が取るべき行動を明記しました。
- 住民主体の取り組みに対する支援・強化などについて明記しました。
- 福祉避難所の設置について明記しました。

2. 市業務継続計画を改定

業務継続計画とは、災害発生時に「人」「物」「情報」など、利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源などをあらかじめ定める計画です。

本市の計画は、令和2年に策定しましたが、市地域防災計画の改定と同様に、深川市防災会議が令和5年度より改定作業を進めてきたもので、主な改定内容は左記のとおりです。

- 市役所庁舎が高い耐震性を備えたことや防潮板の設置により水害時にも業務継続が可能となったことから、緊急時における代替庁舎を健康福祉センター「デ・アイ」などから本庁舎会議室などに変更しました。
- 市役所庁舎に非常用電源設備を設置し、72時間以上（最長7日分）の電源を確保したことを明記しました。

▼市地域防災計画全編はこちら



▼市業務継続計画全編はこちら

